明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産一）　一

〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同二）
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二、四、七）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三、五、六）　六
○令和三年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産三三）　七
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境一）
○都市計画に関する件（東北地方整備局二）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三）
○道路に関する件（中部地方整備局一）

〔国会事項〕
内閣

〔人事異動〕
内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○農林水産省令第一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第二項、第二十六条の二及び第二十六条の三第一項の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月六日

農林水産大臣　野上浩太郎

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二条　（略）	**第二条**　（略）
（標準処理期間）	（新設）
第二条の二　法第六条第二項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、一月とする。	
2　法第六条第二項に規定する当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、一月とする。	
3　前二項に規定する期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。	
一　当該申請を補正するために要する期間	
二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間	
三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間	
（電磁的記録）	（電磁的記録）
第七条　法第二十六条の二に規定する各省各庁の長が定める電磁的記録は、農林水産大臣の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができる記録とする。	**第七条**　法第二十六条の二に規定する農林水産大臣が定める電磁的記録は、農林水産大臣が別に定める電子情報処理組織による情報処理の用に供することができる記録とする。